

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 豊後高田市

1. 概要

障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、令和2年度末までに、市単独でまず「緊急時の受け入れ、対応機能」を面的整備型で整備する。
※整備完了の判断は、自立支援協議会での承認をもって判断するものとする。

2. 経過

【平成30年度】	県北3市で拠点整備に関して協議→手法の違い等により各市で整備することとなった。
【令和元年度】	市で整備手法の検討。 自立支援協議会にて進捗状況報告
【令和2年度】	市内のGHを持つ法人へ協力依頼。 年度末の自立支援協議会にて報告

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R6.3)	未整備 次年度、拠点に関する振り返り、見直しをする部会を立ち上げ、そこで協議し順次機能を追加していく		
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R3.3)	令和3年4月より運用開始。 現行の事業としてある障害者虐待の緊急一時保護事業の対象者を拡大して、緊急時の受け入れ、対応機能の整備を行う。それに伴う要綱整備も行う。	緊急時受け入れが発生した場合、委託契約を交わした市内のGHを運営する事業所にて受け入れ、その間原則7日以内に関係者にて協議し次の受け入れ先を探す。そのコーディネーターは委託相談支援事業所が行う。	在宅でいまままで障害福祉サービスを使っておらず、障がい特性等がわからない方の場合、突然の受け入れが困難な場合があるので、そういった可能性がある方については今後調査等を行い、体験利用に繋げていく。
③体験の機会・場の提供	未整備 次年度、拠点に関する振り返り、見直しをする部会を立ち上げ、そこで協議し順次機能を追加していく		
④専門的人材の確保、養成機能 (R6.3)	未整備 次年度、拠点に関する振り返り、見直しをする部会を立ち上げ、そこで協議し順次機能を追加していく		
⑤地域の体制づくり機能	未整備 次年度、拠点に関する振り返り、見直しをする部会を立ち上げ、そこで協議し順次機能を追加していく		

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 杵 築 市

1. 概要

障がい者に限らず、高齢者や引きこもりなど多世代にわたり、地域生活を支援する全世代支援センター「まるっと」を拠点とし、地域生活支援拠点を確保します。

2. 経過

【平成30年度】	拠点ブロック会議に委託相談支援事業所と市が参加。
【令和元年度】	県内アドバイザー派遣事業（県事業）を活用し、委託相談支援事業所、市とで研修会を開催。 令和元年11月 自立支援協議会で、全世代地域包括支援センターを設立し、多世代の重層的な生活支援拠点とすることを承認いただいた。
【令和2年度】	令和2年4月 市社会福祉協議会に委託し、全世代支援センター「まるっと」を設立。 令和3年3月までに社会福祉協議会が一般相談支援事業所指定を受け、併せて委託相談支援業務を令和3年4月から行う（予定）

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R3.3)	全世代支援センター「まるっと」を初期相談の窓口とする。	全世代支援センター「まるっと」を初期相談の窓口とし、障がいだけでなく、子育て、高齢者、生活困窮者といった相談からも、幅広く地域生活に必要な支援につなげる。 また、障がい者が地域生活を行う上で必要な障がい福祉サービス以外のサービス利用にもつなげる。	社会福祉協議会に障害者の相談支援スキルが薄いため継続的な人材育成が必要
②緊急時の受け入れ、対応機能	検討中		
③体験の機会・場の提供	検討中		
④専門的人材の確保、養成機能 (R3.3)	多世代地域包括ケア会議で、事例検討を通じ人材育成、資質向上につとめる。	本市の多世代地域包括ケアの一つとして実施する多世代地域包括ケア会議に参加し、子育て、高齢者、生活困窮、障がいの複合的な支援プログラムについて、課題を抽出し、その解決に向けた助言等の意見交換を行い、具体的な問題解決と合わせ、支援スキルの向上に努める。	
⑤地域の体制づくり機能	検討中		

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名：宇佐市

1. 概要

障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、令和2年度末までに、宇佐市単独で5つの機能を果たした地域生活支援拠点を面的整備型で整備する。
※整備完了の判断は、拠点ワーキングでの協議・検討を経て、自立支援協議会 全体会の承認をもって判断するものとする。

2. 経過

【平成30年度】	<ul style="list-style-type: none"> 拠点ブロック会議（大分県・厚生労働省共催）に委託相談支援事業所と市が参加 特定相談支援事業所の開設に向けた働きかけ 県内アドバイザー派遣事業（県事業）を活用し、宇佐市自立支援協議会主催で事業所向け研修会を開催 自立支援協議会全体会へタイムスケジュール案の説明
【令和元年度】	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の再編し、協議会の下部組織として「地域生活支援拠点ワーキング」を設置し、本格的に協議開始 市内法人へのヒアリングを実施し、拠点事業の説明及び協力依頼を行う 相談支援強化事業の導入に向けた協議・検討 自立支援協議会 全体会へ宇佐モデルの原案を説明

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域定着支援を活用し、特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所が拠点登録対象者を把握、登録に向けた支援、サービスの調整、相談等を行う。 委託相談支援事業所が地域の相談支援事業所をフォローする体制をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「基幹相談支援センター等機能強化事業」の導入 <ul style="list-style-type: none"> →委託相談支援管理者会議にて協議 特定相談支援事業所の強化 <ul style="list-style-type: none"> →事業所の増設に向け、ヒアリングにて各法人に依頼。1箇所増設予定。 →相談支援部会及び相談支援管理者会議にて、地域生活支援拠点等相談強化加算の説明 登録対象者の把握 <ul style="list-style-type: none"> →相談支援事業所や事業所を通じて、緊急時の支援が見込まれる方を抽出 →地域定着支援の活用 →拠点ワーキングにて拠点台帳の原案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> OR3報酬改定（自立生活援助の追加） <ul style="list-style-type: none"> ●特定相談支援事業所の増設に向けた働きかけ（継続） ●相談支援事業所間の連携、困難ケースの対応 ●委託相談支援事業所のバックアップ（市の役割） ●土日祝、夜間の対応
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応は事前登録制とし、あらかじめ拠点支援台帳に緊急時の受け入れ先と相談支援事業所の組み合わせを記載する。 初動対応は身近な場所での受け入れを、長期化した場合の受け入れ先として（福）大分県社会福祉事業団の短期入所を活用する。 72時間以内にサービス担当者会議を開き、利用計画の変更、二次対応の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 慣れた場所での受け入れ（初動対応） <ul style="list-style-type: none"> →ヒアリングにて各法人の取り組みの確認及び協力依頼 短期入所の活用（利便性・対応力の向上） <ul style="list-style-type: none"> →市内の併設型ショートステイ（事業団/4箇所）と協議。初動対応は身近な場所での受け入れを基本とするが、受け入れ場所がない又は長期化した場合も市内4箇所を連携し受け入れる方向性であることを確認。 緊急一時的な居住の提供及び生活サポートの活用 <ul style="list-style-type: none"> →「地域移行のための安心生活支援事業」の居住確保事業の活用、ほかほかへのヘルパー派遣（家支援助） 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録者台帳の作成、○台帳（個人情報）の管理、○緊急時上の登録づけ、○事業所登録申請書の作成、○対象者上の連携・紹介（スタート時の対象者） OR3報酬改定（自立生活援助の追加） <ul style="list-style-type: none"> ●身内がいらない人のSS利用中の引き取り ●本人の同意がない場合の取り扱い ●抽出から漏れた人（市外の相談・サービス利用者） ●受入先の選定が困難な方、行かない方の対応 ●虐待のシエルトターの活用（登録者以外の方の受入先） ●生活サポート事業の支援範囲の拡大
③体験の機会・場の提供 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 親なき後や緊急時に備え、平常時から短期入所やグループホーム（体験利用）を利用しておくことで、利用者及び施設職員が互いに慣れ、慣れておく。 一人暮らしや地域移行に向けたチャレンジができる機会や場所を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 親なき後や緊急時を早急した宿泊体験（安心の担保） <ul style="list-style-type: none"> →登録者が平常時から緊急受入先（短期入所やグループホーム）を体験していく仕組みをつくるため、ヒアリングにて各法人に協力依頼 一人暮らしに向けた体験宿泊（チャレンジ） <ul style="list-style-type: none"> →「地域移行のための安心生活支援事業」の居室確保事業の活用（マイハウスほかほか） 地域移行支援での利用体験・宿泊体験 <ul style="list-style-type: none"> →相談支援部会及び精神保健福祉部会にて地域移行支援（体験利用加算・体験宿泊加算）の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイハウスほかほかの利便性の向上 ●短期入所等の体験利用の進め方や体験利用の進め方 ●サービス以外の緊急受入先の体験利用の進め方
④専門的人材の確保、養成機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援事業所等へ事例検討や研修等を通じて、人材育成や質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を活用した人材の確保、養成（研修委員会） <ul style="list-style-type: none"> →施設連絡協議会と連携し、身近な地域での研修体制の構築を目指す（地域） 委託相談支援事業所が中心となった相談支援専門員の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> →「基幹相談支援センター等機能強化事業」を活用し、事例検討会や研修会の開催 県等主催の研修への参加・活用（OFFJT） <ul style="list-style-type: none"> →研修参加者からの広域研修（地域への還元） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新婦親事業所の支援（助言・指導等） ●事業所への拠点事業の周知（説明会の実施） ●相談室、成年後見支援センター等と連携
⑤地域の体制づくり機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会等を通じて、地域全体で障がい者等を支えるネットワークの構築や連携強化を図る。 地域にある資源や事業所を活用し、拠点の機能を強化するため、機能を担う事業所を登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の活用 <ul style="list-style-type: none"> →協議会を令和2年度に再編。 →拠点をアップデートしていくためのPDCAサイクルを活用した協議の場の創設 法人間の連携及びネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> →協議会への参画。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PR3年度以降以降の拠点の点検→評価する場の設定 ○事業所登録申請書の作成 ○事業所への拠点事業の周知（説明会の実施） ●市民への拠点事業の周知 ●地域生活支援事業等の評価・点検

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 豊後大野市

1. 概要

本市では、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所の活用をそれぞれが持つ強みを生かし機能を分担する面的整備型で整備。令和3年1月の自立支援協議会全体会で承認を得る。
翌年度以降も必要に応じ、内容を検討していく。

2. 経過

【平成30年度】
 ・拠点ブロック会議に委託相談支援事業所と市が参加
 ・豊後圏域会議に委託相談支援事業所と市が参加
 ・自立支援協議会全体会で整備に向けた目標設定の考え方と自立支援協議会専門部会等の運営及び改善点を説明

【令和元年度】
 ・県内アドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、事業所等と学習会及び研修会を開催
 ・専門部会の再構成
 ・準備状況を自立支援協議会全体会に報告

【令和2年度】
 ・事業所へ緊急時対応に関するアンケート調査を実施
 ・各専門部会で協議・検討
 ・市内事業所等へ書面による説明
 ・地域自立支援協議会全体会で承認

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R3.3)	緊急時の迅速・確実な相談支援の実施	緊急時に統一した対応が図れるよう、緊急時のフローチャート作成→相談支援部会 ・登録者台帳の検討を行い、緊急時に受け入れてくれる短期入所事業所へつなげやすい内容として作成→相談支援部会	
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R3.3)	短期入所の活用	短期入所事業所を活用するため、受け入れ設備、体制面を把握するために、既存の事業所へアンケート実施→生活支援部会 ・アンケート結果を基にした、「短期入所事業所ブック」作成→生活支援部会	・障がい支援区分のない方の緊急事業の対応
③体験の機会・場の提供	来年度以降検討予定		
④専門的人材の確保、養成機能	来年度以降検討予定		
⑤地域の体制づくり機能	来年度以降検討予定		

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 由 布 市

1. 概要

事業名：夜間・休日等緊急時入所支援事業
 緊急時の対応・受入れ要請に対応するコーディネーターを配置する。コーディネーターは夜間、休日の障がい者等の緊急時に対応し、短期入所事業所での一時的な受入れが必要とした場合は、空室のある事業所に入所する支援を行う。

2. 経過

【R2年度】	事業の内容や、コーディネーターの委託先の決定方法について地域自立支援協議会に諮る。
【R3年度】	7月頃、契約。事業開始。実施状況について、報告・検証を地域自立支援協議会においておこなう。

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能	相談支援部会、自立支援協議会事務局会議をそれぞれ毎月1回開催し、情報提供、事例検討などを行っており、困難事例についても、会議のなかで解決に向けて協議する体制ができてきている。(前回の報告で「実施予定なし」と回答しているが、相談機能については整っていることから、「新たに整備するものはない」という意味あいです。)	今後も現体制についての検証を行っていく。	特になし。
②緊急時の受け入れ、対応機能(R3.3)	令和2年度中に地域自立支援協議会のなかで事業内容決定。令和3年度中事業実施予定。緊急時の対応・受入れ要請に対応するコーディネーターを配置する。コーディネーターは夜間、休日の障がい者等の緊急時に対応し、短期入所事業所での一時的な受入れが必要とした場合は、空室のある事業所に入所する支援を行う。	実施後、地域自立支援協議会や地域自立支援協議会事務局会議のなかで、実施状況の報告、検証を行っていく。	市民への周知。
③体験の機会・場の提供	必要性について、今後も検討する。	必要性について、今後も検討する。	特になし。
④専門的人材の確保、養成機能	必要性について今後も検討する。	必要性について今後も検討する。	親なきあと相談への対応については、今後必要となる。研修会等に参加する、または実施する、必要がある。
⑤地域の体制づくり機能	地域共生を念頭に、必要性について今後も検討する。	地域共生を念頭に、必要性について今後も検討する。	特になし。

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 国 東 市

1. 概要

障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、令和2年度中に、国東市単独で当面2つの機能を持った地域生活支援拠点を面的整備型で整備した。5つの機能の内未整備の部分は、今後整備に向け検討していくこととする。
※整備完了の判断は、自立支援協議会 全体会の承認をもって判断した。

2. 経過

【平成30年度】	・拠点プロジェクト会議（別府市役所）に委託相談支援事業所と市が参加
【令和元年度】	・拠点整備に向け、県よりアドバイザー派遣を受けて国東市に於いての拠点整備について具体的検討をした。 ・自立支援協議会全体会で、来年度整備予定の拠点について概要を説明し、来年度全体会で承認を頂くようなスケジュールとなることを説明。 ・拠点の整備内容について、自立支援協議会事務局会議で具体案を説明。
【令和2年度】	・拠点の整備先として市内の委託相談支援事業所2カ所に契約依頼と説明を行った。 ・自立支援協議会全体会で議題に出し、承認を受けた。同時に委託相談支援事業所2カ所と「相談」と「緊急時の受入」について契約。

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R2.8)	市内の委託相談支援事業所2カ所（全2事業所中）に委託し、コーディネーターの配置と24時間の相談対応をすることとした。24時間の相談対応は、緊急連絡用の携帯電話を持ってもらうことで対応。	24時間の電話対応は、相談支援事業所として従来から対応して頂いていたが、条件が揃えば加算が取れるよう制度に乗せた内容としている。	・まだ実際のケースが発生していないこともあり、具体的な加算算定の条件等の理解が浅いため、内容の理解を深めたい。
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R2.8)	対象となりそうな世帯をあらかじめ登録しておいて、緊急時に医療へつなぐ、または緊急の短期入所を利用できるような対応する。緊急時に家族構成など把握しやすいように事前登録を想定している。受入先として、市内の短期入所の空き部屋を利用できるように依頼。	事前登録を想定しているの、緊急の相談がありそうな家族構成の世帯の名簿作成を進めていきたい。	・対象となりそうな世帯の名簿の整備がまだできていないので、洗出しや同意を取ったりといった作業を進めていく。 ・まだ実際のケースが発生していないこともあり、具体的な加算算定の条件等の理解が浅いため、内容の理解を深めたい。
③体験の機会・場の提供	市内は資源が限られているため、国東市に合った形でできる整備を進めていきたい。整備時期については、未定。	自立支援協議会事務局会議で話題に出し、今後の検討課題とした。	・具体的整備に向け内容を検討していく。 ・国東市に合った形の具体的なイメージを持つ。
④専門的人材の確保、養成機能	市内は資源が限られているため、国東市に合った形でできる整備を進めていきたい。整備時期については、未定。	自立支援協議会事務局会議で話題に出し、今後の検討課題とした。	・具体的整備に向け内容を検討していく。 ・国東市に合った形の具体的なイメージを持つ。
⑤地域の体制づくり機能	市内は資源が限られているため、国東市に合った形でできる整備を進めていきたい。整備時期については、未定。	自立支援協議会事務局会議で話題に出し、今後の検討課題とした。	・具体的整備に向け内容を検討していく。 ・国東市に合った形の具体的なイメージを持つ。

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 姫 島 村

1. 概要

障がい者等の重度化・高齢化や親なき後、また緊急案件に備え令和2年度末までに①相談機能、②緊急時の受け入れ・対応を整備する。

2. 経過

【令和元年度】 国栗市と合同で整備を進めていくよう、地域生活支援拠点の整備促進会議にて協議
国栗市と協議の結果、姫島村単独で拠点整備を行うこととなる

【令和2年度】 ①・②の機能を整備し、姫島村自立支援協議会にて承認予定

【令和3年度】 ③の機能を整備する

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R3.3)	住民福祉課にて随時相談対応し、緊急時対応も含めた適切な受け入れ体制を整備する。	住民福祉課（緊急時の対応は課長が行う。）及び最寄りの障害福祉サービス事業所と連携し、障害福祉サービスの利用の関する相談対応や障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコアディネーター、その他必要な支援を行う。	
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R3.3)	緊急時の一時受け入れ施設を村内の公共施設に確保し、その後の適切な支援に繋げられるよう村外の事業所と協議し、受け入れ体制を整備する。	利用見込みのある方の台帳整備を行う。最寄りのグループホームを活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う。また、荒天・夜間等により村外への移動ができない場合の緊急時受け入れを公共施設において行う。（住民福祉課長が対応する。）	
③体験の機会・場の提供 (R4.3)	対象者本人及び家族のニーズに合った体験の場が確保出来るように、各事業所と協議し、受け入れ体制を整備する。	令和3年度末を目処に、最寄りの各事業所と契約し、体験の機会・場の提供体制を整備する。	受け入れ体制について各事業所との協議
④専門的人材の確保、養成機能	住民福祉課にて、緊急時も含めた相談対応を行うため、実務担当者を対象に専門的人材を養成する。	整備の時期は未定。近隣の障害福祉サービス事業所に依頼し、実務担当者が専門的研修を受講できる体制を整備する。	研修を受講できる体制整備にあたって、各事業所との協議
⑤地域の体制づくり機能	自治会、民生委員児童委員、自立支援協議会等と連携協力し、地域の体制づくりを進める。	整備の時期は未定。自治会、民生委員児童委員、自立支援協議会等と連携協力し、地域の体制づくりを進める。	地域への地域生活支援拠点の周知

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名： 日 出 町

1. 概要

令和元年8月より、日出町地域自立支援協議会地域生活支援部会にて地域生活支援拠点等の整備（面的整備）について検討を行った。令和2年4月1日付けで基幹相談支援センターの業務を町内の3事業所に委託。令和2年6月の自立支援協議会全体にて整備完了の承認を得た。

2. 経過

【平成30年度】	<ul style="list-style-type: none"> 拠点ブロック会議（大分県・厚生労働省共催）に委託相談支援事業所と町が参加
【令和元年度】	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の整備について検討するため、地域生活支援部会を設置。 地域生活支援部会において、5つの機能について町の現状や課題を協議。 基幹相談支援センターの設置について検討。
【令和2年度】	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日付けで、町内の3事業所に基幹相談支援センターの業務を委託。 機能①「相談」、機能⑤「地域の体制づくり」について整備完了。 令和2年6月の自立支援協議会全体にて承認を得た。

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R2.4)	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが中心となり、緊急の事幹等に必要ならサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳を持っている人の中で障害福祉サービスや医療につながない人が把握する。 エントリリーシートによる事前登録を行い、連絡体制を確保し、緊急時の支援に対応できる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響により協議が進まなかった。 予算の確保が困難 個人情報情報の取扱い
②緊急時の受け入れ、対応機能 (R4.3)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応は、エントリリーシートによる登録制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の範囲について部会で検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱い 受け入れ先の確保が困難
③体験の機会・場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 長期入院の人などが一人暮らしの練習ができる場として、グループホームの空き部屋を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム、町営住宅、民間アパート等の空き部屋を活用する仕組みづくりを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ先の確保が困難
④専門的人材の確保、養成機能	<ul style="list-style-type: none"> 町単独で専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行うのは困難。 基幹相談支援センターが中心となり、事例検討や研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業所等へ研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町単独で行うには限界がある。
⑤地域の体制づくり機能 (R2.4)	<ul style="list-style-type: none"> ①の機能と連動して検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが中心となり、相談機能を充実させていく中で、医療機関、民生委員等関係機関との連携を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や事業所への事業の周知

地域生活支援拠点等整備事業

市町村名：九重町・玖珠町

1. 概要

障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、令和2年度未までに、九重町・玖珠町からなる玖珠郡に於ける玖珠郡において、地域の実情に応じた地域生活支援拠点を面的整備型で整備する。
※整備完了の判断は、九重町玖珠町地域自立支援協議会 全体会の承認をもって判断するものとする。

2. 経過

【平成30年度】	<ul style="list-style-type: none"> 第5期障がい福祉計画に地域生活支援拠点整備について明記 自立支援協議会全体会にて拠点整備に関する内容の説明、方向性の協議 「くすこのえ版地域生活支援拠点」のイメージ案作成
【令和元年度】	<ul style="list-style-type: none"> 県内アドバイザー派遣事業（県事業）を活用し、説明等研修会を開催 自立支援協議会全体会にて拠点整備に関する検討内容報告 郡内事業所ヒアリングの実施（1事業所の現状把握、理解促進）
【令和2年度】	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果報告（地域分析、課題整理） 「くすこのえ」地域生活支援拠点整備に関する基本案」作成

3. 各機能の具体的な内容 ※現時点での案（R3.2月時点）

	主な考え方	取り組み	残った課題
①相談機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方の方のニーズに対応したコーデイネート機能 事前登録制でどこもから大人まで、障がい種別に関わらず24時間相談受付 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を図り、本人に対応したサービスの組み合わせ 緊急時に備え、事前に連絡体制を構築する。 地域移行、地域定着支援の充実 状況に応じた訪問による相談支援に対応。 多様な障がい者への対応、24時間相談できる体制については今後検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝日、夜間の対応や町のバックアップ
②緊急時の受け入れ、対応機能 (未定)	<ul style="list-style-type: none"> 郡内の施設利用による緊急時の受け入れ グループホームを活用した「居室確保・見守り事業（仮）」の検討（短期入所事業所や入所施設がないため、今後検討し令和3年度未までに方向性を決定していく予定） 	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの空き部屋を確保し緊急時に備える。 緊急時の宿泊に対応できるよう、夜間対応及び一時的な宿直体制について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝及び夜間体制（人員確保等）の整備が今後の課題 医療的ケアや強度行動障がいに対応した受け入れ 移動手段の確保 予算措置、事業要綱の整備
③体験の機会・場の提供 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 郡内の事業所利用による体験機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所利用での日中活動、地域交流など、体験機会の確保。 居室確保見守り事業（仮）による宿泊体験を検討している。 支援に繋がっていない障がいのある方でも、見学や体験に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な短期入所事業所の不足。（事前準備として短期入所の支給決定を行うも、レスパイト等気軽に入る短期入所事業所がなく、利用実績が少なくない。） 利用促進のために体験利用の周知が必要（必要性は感じていても、現状では「まだ今度」、「時が来たら」といった期亡き後への危機感が薄い方が多い。）
④専門的人材の確保、養成機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援事業所等へ事例検討や研修等を通じて、人材育成や資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会において各種研修等の計画、立案。 事例検討会を実施し困難事例等の対応強化。 親亡き後相談員、医療的ケア児コーディネーター等の役割を明確化。 各種養成講座や研修プログラムへの参加を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源に限られている一方で自立支援協議会が担っている協議、検討事業が多く、また要の相談支援専門員が抱える個別課題もそれぞれあることから、一人ひとりの負担が多くなりつつある。
⑤地域の体制づくり機能 (R3.3)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会等を通じて、地域全体で障がい者等を支えるネットワークの構築や連携強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会において地域課題の整理、検討を行う。 関係機関との連携を強化し情報収集等ネットワークを構築。 自立支援協議会において拠点全体の状況把握に努める。 限られた地域資源の活用方法を調査、研究。 	

令和2年度アドバイザー派遣事業の実施状況について

市町村	日時	会議名称	場所	派遣アドバイザー
竹田市	R2.11.9(月) 13:30~15:00	竹田市自立支援協議会	竹田市総合社会福祉センター多目的ホール	石川 博一
〃	R2.10.29(木) 13:30~	(同上：事前打合せ)	竹田市役所	石川 博一
竹田市	R3.2.8(月) 13:30~15:30	竹田市障がい福祉サービス事業所連絡会	竹田市総合社会福祉センター多目的ホール	石川 博一
〃	R2.1.25(月) 13:30~	(同上：事前打合せ)	竹田市総合社会福祉センター老人憩い室	石川 博一

3 障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業について（複数回答あり）

1	アドバイザーに相談したい事項があるので、直ぐにでも派遣を受けたい
13	今は相談したい事項はないが、必要になれば派遣を受けたい
3	協議会等に派遣してもらい、会議の場で助言してもらいたい
2	アドバイザー派遣は、特に必要ない
0	その他（具体的な理由： _____ ）

地域生活支援拠点等整備の状況確認について（案）

大分県障がい福祉計画（第6期・案）

※地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援

各市町村又は各障がい福祉圏域に1か所の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況の検証・検討を行うこととし、広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を行います。

検証方法（案） … アドバイザー派遣（同行）による助言指導も検討中

- ①市町村指導監査の対象市町村（令和3年度：大分市・別府市・日田市・佐伯市・津久見市・豊後高田市・宇佐市・豊後大野市・日出町・九重町）は、指導監査実施時に併せて、検証・検討を行う。
- ②市町村指導監査の対象外市町村（令和3年度：中津市・臼杵市・竹田市・杵築市・由布市・国東市・姫島村・玖珠町）は、別途日程調整のうえ、担当者が市町村を訪問し、検証・検討を行う。

議題 3

第6期障がい福祉計画等（案）について

別添資料 2

大分県障がい福祉計画(第6期)（案）

大分県障がい児福祉計画(第2期)（案）

議題4

令和3年度大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組予定について

令和3年度大分県自立支援協議会の年間スケジュール

令和3年度市町村自立支援協議会の開催計画

令和3年度 大分県自立支援協議会 開催スケジュール (案)

委員の任期	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
自立支援協議会 R2.10.1 ～ R4.9.30	事務局会議			事務局会議	会議		事務局会議				事務局会議	会議			
相談支援・研修部会 R3.1.1 ～ R4.12.31				会議							会議				
地域移行専門部会 R2.7.1 ～ R4.6.30				会議							会議				
精神障がい者地域移行ワーキング R2.4.1 ～ R4.3.31	会議			会議			会議			会議					
子ども部会 R3.3.1 ～ R5.2.28				会議						会議					
市町村担当者会議			会議							会議					

※令和3年度の取組予定 (案)

自立支援協議会	市町村の自立支援協議会等の取組状況把握・助言指導、地域生活支援拠点等整備状況の検証検討、アドバイザー派遣事業 等
相談支援・研修部会	人材育成ビジョンに向けた取組（研修体制の検討、市町村や専門員との連携強化等） 等
地域移行専門部会	地域移行支援・地域定着支援の推進、居住支援協議会との連携、地域生活支援拠点等整備の状況確認、ピアサポート体制について 等
精神障がい者地域移行ワーキング	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場設置の推進、精神障がい者ピアサポーターの活用、地域移行支援・地域定着支援の推進（アドバイス事業の活用） 等
子ども部会	医療的ケア児・発達障がい児の支援のあり方等検討 等
市町村担当者会議	市町村担当者間の連携推進、市町村の取組の均てん化（優良事例の提供等）、情報共有・連携の推進 等

令和3年度 市町村自立支援協議会 開催計画一覧表

圏域	市町村名	全体会議		定例会		事務局会議		専門部会		運営上の問題・課題
		会議名	回数	会議名	回数	会議名	回数	会議名	回数	
東部	別府市	別府市障害者自立支援協議会全体会議	4	別府市障害者自立支援協議会実務担当者会議	12	別府市障害者自立支援協議会全体会議 委員会	4	地域生活支援部会	12	
								子ども支援部会	12	
	杵築市	杵築市地域自立支援協議会	4	相談事業所連絡会	12	事務局会議	未定	当事者部会	12	
								就労支援部会	未定	
								子ども支援部会	未定	
国東市	国東市障がい者地域自立支援協議会全体会議	1	国東市障がい者地域自立支援協議会定例会	4	国東市障がい者地域自立支援協議会事務局会議（さんた会議）	12	相談窓口部会	12		
							就労支援部会	12		
							地域生活支援部会	12		
							地域移行支援部会	6		
姫島村	姫島村障害者自立支援協議会	1	-	-	-	-	-	-		
							-	-		
日出町	日出町地域自立支援協議会	3	相談支援事業所連絡会	12	基幹相談支援センター運営会議	6	就労支援部会	3		
							地域生活支援部会	3		
中部	大分市	大分市障害者自立支援協議会	2	-	-	-	就労支援部会	2		
							生活支援部会	2		
	臼杵市	臼杵市地域自立支援協議会	4	-	-	事務局会議（名称無し）	4	差別解消推進部会		1
								相談支援部会		12
								就労部会		12
津久見市	津久見市地域自立支援協議会	2	-	-	津久見市地域自立支援協議会運営協議会	2	子ども部会	14		
							しごと部会	12		
由布市	由布市地域自立支援協議会	3	-	-	由布市地域自立支援協議会事務局運営会議	12	くらし部会	6		
							しごと支援部会	4		
							子ども支援部会	4		
							くらし支援部会	6		
							相談支援部会	12	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定例の部会の開催ができなくなっている。全体会の開催についても同様であり、議論すべき議題について話し合うことが困難な状況。	

圏域	市町村名	全体会議		定例会		事務局会議		専門部会		運営上の問題・課題
		会議名	回数	会議名	回数	会議名	回数	会議名	回数	
南部	佐伯市	佐伯市地域自立支援協議会	2	佐伯市地域自立支援協議会定例会	2	佐伯市地域自立支援協議会事務局(運営)会議	未定	こども支援部会	未定	・コロナ禍の状況で、各部会の活動や会議の開催が難しい状態となっており、どのようにして活動を進めていくかが課題となっている
								地域生活支援部会兼合同部会	未定	
								サービス等利用計画部会	未定	
								就労支援部会	未定	
豊肥	竹田市	竹田市自立支援協議会	3	-	-	相談支援事業所連絡会	12	地域生活支援部会	6	-
								就労支援部会	6	
								こども支援部会	6	
								児童支援部会	5	
豊後大野市	豊後大野市地域自立支援協議会	1~2	定例会	2	事務局会議	事務局会議	6	就労支援部会	5	
								生活支援部会	5	
								相談支援部会	12	
								事業所連絡協議会		
西部	日田市	日田市地域自立支援協議会	3	日田玖珠圏域障がい者ケアマネジメント実務者会議(くりえいたす)	2	自立支援協議会事務局会議(運営会議)	12	就労部会	6	
								住むこと部会	6	
								子ども部会	6	
								相談部会	12	
九重玖珠町	玖珠町・九重町地域自立支援協議会全体会議	2	玖珠町・九重町地域自立支援協議会実務者会議	5	玖珠町・九重町地域自立支援協議会事務局会議	5	地域生活支援部会	1~2	-	
							広報・住むこと部会	1~2		
							地域生活支援部会	4~5		
							就労支援部会	2		
北	中津市	中津市施策推進協議会・自立支援協議会	2	-	事務局会議	事務局会議	12	相談支援部会	5~6	ワーキング3(年各3~4回) ワーキング2(年各2~3回) ワーキング2(年各6回)
								こども部会	3	
								地域生活支援部会	4	
								就労支援部会	4	
豊後高田市	豊後高田市地域自立支援協議会	2	-	-	-	-	-	こども部会	4	-
								こども支援部会	4	
								就労支援部会	4	
								相談支援部会	4	
宇佐市	宇佐市自立支援協議会全体会議	3	-	-	宇佐市自立支援協議会運営会議	宇佐市自立支援協議会運営会議	6	就労支援部会	4	・協議会の活性化に向けて、現在組織体制の見直しを行っている
								相談支援部会	6	
								精神保健福祉部会	5	
								地域生活支援部会	2	
								当事者ワーキング	4	

議題 5

令和3年度大分県の取組について

障害福祉課の取組

障害者社会参加推進室の取組

発達障がい児の地域支援体制の整備（子どもの発達支援コンシエルの配置）

目的

発達障がいに関して、保護者等からの相談にワンストップで対応するとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、子どもの発達支援コンシエルを各圏域に配置し、地域における相談支援及び支援機関の受入調整を行う。

内容

子どもの発達支援コンシエルを配置し、当事者とその家族からの相談対応及び児の状況に応じた支援機関との受入調整を行う。

- 委託先：児童発達支援センター及び障害児相談支援事業所を設置する社会福祉法人（右記を想定）
- 実施内容：①相談支援：保護者や保育所、地域のかかりつけ医等からの相談対応（電話・Web等）

②支援調整：地域の支援機関の受入・対応可否の情報収集

相談に応じた支援先の検討・調整

専門医療機関での訓練等が必要な児童に関する医療連携コーディネーターとの調整

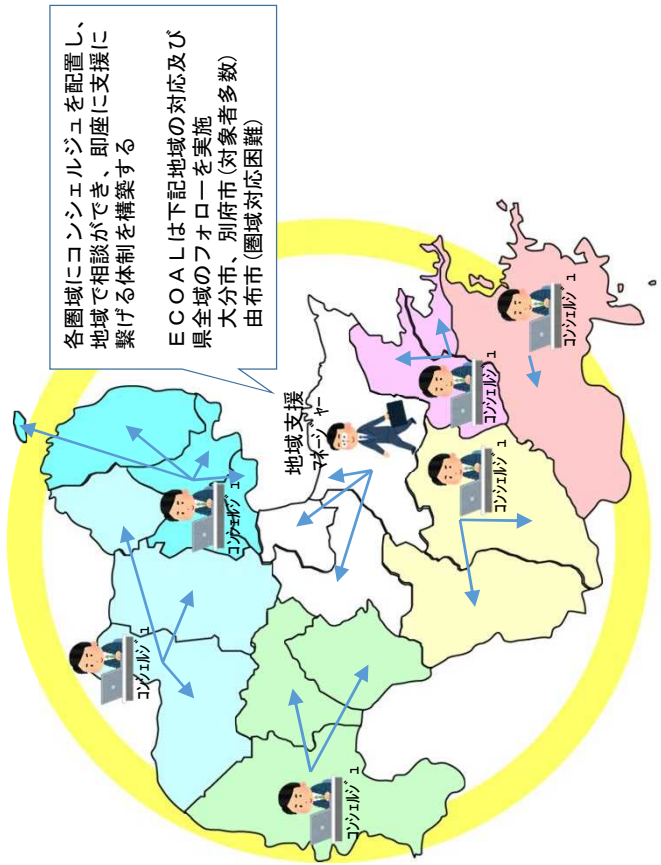
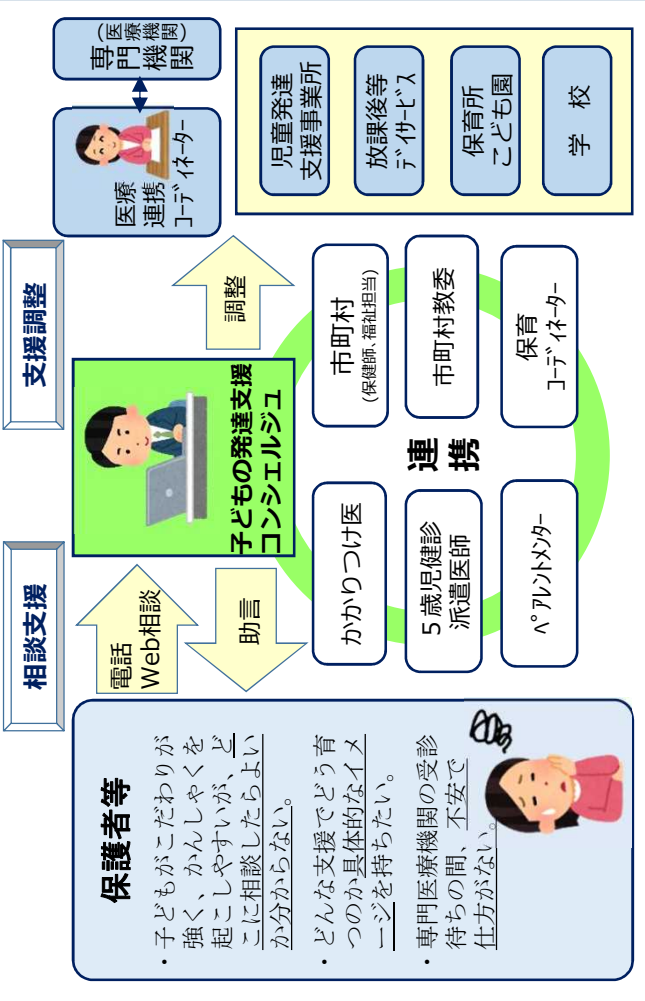
（専門医療機関の受入調整は医療コーディネーターが実施→別発に委託を想定）

医療の受診待ちの間の支援調整（保護者への助言、保育所等へ派遣事業の活用提案等）

- 資格等：社会福祉士や相談支援専門員等の資格を有し、発達障がい児への支援について相当の経験（10年以上）と知識を有する者
- 人数：各圏域1人 → ECOALは大分市、別府市、由布市の対応及び中核拠点として全体フォロワーを実施

地域	所属	センター
東部	みのり村	プリンちゃん
中部	聖母の騎士会	めぐみ
南部	県南福祉会	つばみ
豊肥	萌葱の郷	なかよし
西部	すぎのこ村	びへと
北部	直心会	つくし園

業務イメージ



障がい児の早期発達支援の促進（児童発達支援事業等の保護者負担の軽減）

目的

障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を図るため、3歳未満児の児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減する。

内容

障がいの早期支援を促すため、未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除する市町村に対して助成する。

【障がい児通所給付費】

- 実施主体：市町村
- 負担割合：県1／2、市町村1／2（中核市のみ県1／4、市3／4）
- 対象施設：児童発達支援事業所
医療型児童発達支援事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所
- 対象者：国の制度の児童発達支援等の利用料の無償化の対象とならない0～3歳児の上記施設の利用児童
※国の制度の対象となるのは3歳になって最初の4月1日からとされているのでその前日の3月31日までの児童を対象とする
- 免除割合：制度上定められている利用者負担額の全額免除
※児童福祉法第21条の5の3第2項により利用者負担額はサービス提供に要する費用の10／100に相当する額か下記の負担上限月額のうち低い額と定められている
(利用者負担)

区分	世帯収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護	0円
低所得世帯	市町村住民税非課税	0円
一般1	市町村住民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※市町村住民税所得割28万円未満の世帯収入は概ね890万円未満

【障がい児入所給付費】

- 実施主体：県
- 負担割合：県10／10
- 対象施設：福祉型障がい児入所施設
医療型障がい児通所給付費を含む
- 対象者：障がい児通所給付費と同様
- 免除割合：障がい児通所給付費と同様
(利用者負担) 一般1以外は通所給付費の表と同様

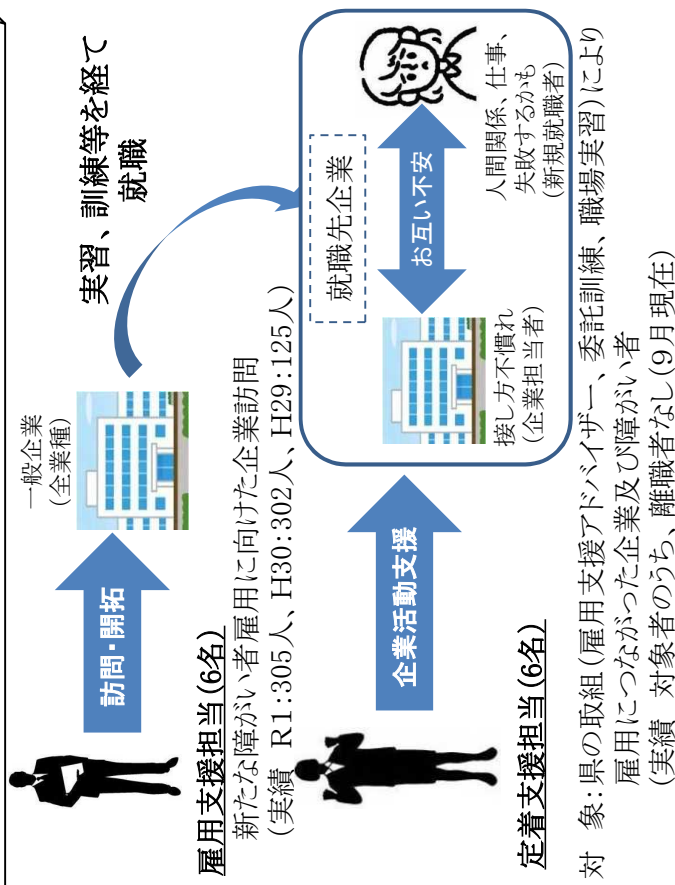
一般1	市町村住民税所得割28万円未満	9,300円
-----	-----------------	--------

障がい者就労環境づくり推進事業（令和3年度）

【現状】障がい者雇用率(R2) **2.55%** 全国7位 ※長計目標(R6)：全国1位 / R3.3～法定雇用率引上(2.2%→2.3%)
 【課題】精神・知的障がい者の雇用促進及び職場定着(平均勤続年数:身体10年2月、知的7年5月、精神3年2月<H30厚生労働省障害者雇用実態調査>)
 福祉的就労から一般就労への移行率が低迷(R1:2.4%<全国5.5%>)

① 障がい者雇用アドバイザーの配置

【継】障がい者雇用アドバイザーの配置(雇用支援担当、定着支援担当)



② 企業の採用意欲向上

【新】季刊誌の発行等による情報発信

- 内容：障がい者雇用企業の取組
 職場の同僚、働く障がい者の思いや姿
 就労系事業所による一般就労・定着支援等
- 仕様等：年2回発行、A4版、16ページ
 奈良県の情報誌

③ 障がい者職場指導員設置企業への奨励金

R1～R2年度申請企業への継続交付

④ 就労系事業所からの就労促進

○一般就労促進に向けた課題

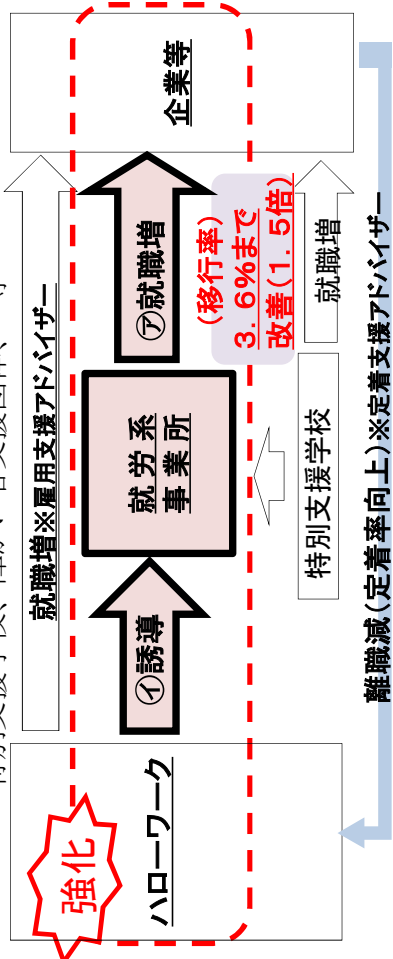
- ・新規求職登録者の約8割が「人間関係」や「生活習慣」等による離職を経験
- ・離職を繰り返す障がい者には、体調管理や生活リズムの改善、対人コミュニケーション能力の向上等、離職理由に応じた丁寧な支援が必要

【新】一般就労チャレンジ事業(⑦)

- 「福祉的就労」から「一般就労」への移行を推進
- ・「就労移行コーディネーター」がモデル地域(大分市)で「実践チーム」を編成
- ・知的、精神障がい者の移行事例を創出(3～5人)し、支援手法を横展開

【新】障がい者雇用支援合同会議の設置(④)

- 関係機関による協力体制を強化
- ・一般就労への移行を推進するため、未就職者の就労系事業所への誘導等
 具体的な取組を協議
 [関係機関]ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業団体、特別支援学校、障がい者支援団体、等



【組替】就労系事業所と企業等との連携強化

- ・就労系事業所と企業等との相互理解交流会を開催(4市域、18回)

【組替】利用者の意欲向上

- ・一般就労した「先輩利用者」の就活や仕事内容等の経験談を聞く場の設定等
- ・自立支援協議会等の希望に応じて、6市町で実施